

議百五十七  
議百五十八  
議百五十九  
議百六十  
議百六十一  
議百六十二  
議百六十三  
議百六十四  
議百六十五  
議百六十六  
議百六十七  
議百六十八  
議百六十九  
議百七十  
議百七十一  
議百七十二  
議百七十三  
議百七十四  
議百七十五  
議百七十六  
議百七十七  
議百七十八  
議百七十九  
議百八十  
議百八十一  
議百八十二  
議百八十三  
議百八十四  
議百八十五  
議百八十六  
議百八十七  
議百八十八  
議百八十九  
議百九十  
議百九十一  
議百九十二  
議百九十三  
議百九十四  
議百九十五  
議百九十六  
議百九十七  
議百九十八  
議百九十九  
議百

○六番(中曾根実君) この際動議を提出いたします。  
たいま議題となつております議案第百五十七号については  
討論を省略し、委員会報告とあり可決されんことを望みます。  
(賛成しと呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おほかりいたします。たいま中曾根実君  
から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員  
会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されま  
した。本動議のとおり決するに、異議ありませんか。  
(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よつて議案第百五  
十七号市道路線の廃止については委員会審査報告のと  
り可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) これより暫時休憩いたします。  
午後一時十二分休憩

福生市議会

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第十七請願第六号公営国民健康保険と国民健  
康保険組合の格差是正等に関する請願書を議題とい  
いたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、  
委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告いたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

これより補足説明を申し上げます。

本件審査に先だつて請願者より傍聴の申し出があり、そ  
れを許可いたしまして会議に入りました。

本請願は第一目の本会議におきまして当委員会に付  
託され、審査の目頭に、紹介議員である松山議員から  
趣旨説明を願ひ審査に入つたわけでございますが、本請

請六  
陳一  
陳九  
陳十四  
陳十一  
陳十二  
陳十三

願内容のうち、国、都に関するものの意見書提出について  
はともかくとして、市町村に関するものの一般会計から国民健  
康保険会計に繰入れております額に相当する額を、この建  
設国保組合に加入しているものにも補助していただくという点に  
ついて各委員の発言が集中いたしました。

毎年度国民健康保険者及び被保険者の大会においても  
例年運動をされてきている問題であり、この組合のみならず  
東京都においては二十団体以上あるようで、そうした団体との関  
連も出てくるのではないかと、あるいはまた請願文にもありますよ  
うに労働者保険の適用も放置されているということとは、国の福  
祉行政の立ち遅れであり、市町村に関する部分も採択するま  
たあるとの意見も出され、さらに本請願の趣旨は十分理解で  
きるものの、当市の四十八年度国保決算において一般会計から  
一千百万円の繰入を行なっている状況であり、またこの建設国  
保加入者が当市にどの程度いるのか調査も必要であるので、  
継続されたらよいではないかという意見もあり、各委員から熱

のこともうた発言が交わされましたが、参考までに担当課長  
にも聞きましたところ、この組合の本人負担は十割給付、  
家族が七割給付となっており、当市における保険者数の把  
握は不可能の状態で、東京都の連合会に加入している被保険  
者は都内で五十五万八千人程度いるようである。また、この保  
険組合は都内で二十二団体あるということです。

なお、保険料については市町村国保が一人当たり六千五百  
五十円、建設保険組合が一人当たり一万八千六百九十円となっ  
ているということであり、いわれにいたしても国、都に対する問  
題については公営国保に対する考え方からしても苦鳴でする内  
容であり、仮に当市の四十八年度国保会計決算におきまして  
千百万円の繰入がなされているが、これを被保険者一人当たり  
にすると、約六百六十円程度となり、また建設国保の被保険  
者が、本会議でも紹介議員から説明がなされましたように、仮  
に二百人とするならば、十三万円程度となり、この程度なら財政的  
にそう大きな負担となるとも考えられないので、採択してもいいの

ではなにかとの意見があり、最終的には請願書は全面的に採  
択するものと決定した次第でございます。

なにとぞ当委員会の決定とおりの採択くださいますようお願い  
願ひ申し上げまして補足説明といたします。

○議長

(塩野鉄之助君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。  
これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

○十九番

(大野行次君) ただいまの委員長報告は非常にけっこうであり  
ますので、この点は別にいたしまして委員会の審査の内容に  
つきまして数点お伺ひいたします。

まず一点は、ただいま報告にありましたように国に対するもの  
都に対するもの、また市町村に対するものの三項目を全面的  
に採択されたという報告がございましたが、現在これを実施  
しておりますのは横浜市と川崎市でございます。横浜市の場  
合五万八千人に対し、六組合で一人当たり六十円、川崎市では  
一万二千二人に対し六組合で一入当たり百円ということとで補助を出  
していると聞き及んでおります。現在福生市にも国民健康保

険の加入者がございまして、これが五千百世帯の一万四千七百人。  
この国民健康保険につきましては七割の給付であり、ただいま  
の報告で世帯主が十割、家族が七割ということですが、福生  
市の場合に五千百世帯に対してこの世帯主を十割の給付  
にした場合に、いくららの金額になりますか、またそのような  
内容を検討されたか、どうか一点。

それからこのような団体が福生市に、ほかに何団体くらいある  
のか。当面この組合をこのような結果で採択と決定いたし  
ますと、ほかにございます各組合も同じように右にならえという  
ことになってくると思ひますが、そのようなことになった場合の計  
数的内容を検討されたかどうか、一点。

それからただいまの中で福生の居住者を対象にした場合の  
給付であるかあるかは東京都全体に給付するということなのかと  
うか。というのは陳情書で見ますと陳情者の住所が青梅  
ということになっております。この青梅ということになりますと西  
多摩郡全体の方々に対する給付ということになるのか、では

ないかと思われ、ますし、福生だけという考え方からいいますと、これかそのときになって全般的な給付という問題に発展するのいやないかというふうな懸念が起るわけでございます。これから三点につきましての説明願います。

○厚生委員長(小林菊三君)

第一点の問題については、委員会としてしましては計算いたしております。また第二点におきましては、福生市の市域に何団体があるかということとは、協議されておりますが、都内には先ほど私の説明のとおり二十二団体ありまして、土建業者組合、理容組合、飲食業者組合、医師会、芸能人、東京食品、質屋組合、弁護士、全国左官組合、全国板金組合というふうに、都内には二十二団体あります。市の組合数については調査してあります。三点目の青梅の点ですが、質問内容をよくと聞きもらしましたのでもう一回質問をお願いいたします。

○十九番(大野行史君)

青梅の件というのは、青梅に事務所があるというので、この青梅という事務所を対象にしますと、西多摩

○厚生委員長(小林菊三君)

郡全体を対象にされてくるのかという質問でございます。被保険者を対象といたしました。福生市民の

○十九番(大野行史君)

ただいまの三点目は了解いたしますが、一点目と二点目でございますが、私たちはあくまでも市民の立場でございますし、市民の利益となるための議会ではないかと思ひます。そのための議員ではないかと思ひます。この請願の趣旨は非常にけっこうなことで、一日も早く実施していただきたいということは、もちろんでございますが、福生市で加入しております五千百世帯の世帯主に対する給付ということも、この請願書を採択いただけるのでしたら、五千百世帯に対する七割給付を十割給付にすべきでないかと思ひますが、その点を担当委員会として今後どのようにお考えになるかお願ひいたします。

○厚生委員長(小林菊三君)

このことも質問でございますが、委員長といたしましては、委員会にほかうなければ個人として返事はできません。

○十九番(大野行夫君)

と申しますのは、この請願書が採決になった時点におきまして、地域の住民の方々からそのようなものが通ったというが、私たちも国民健康保険の一員としてやっているが、七割給付であるし、片方が通って世帯主が十割の給付になつてゐるのなら私たちも世帯主だけは十割にしたいと思つた。もしこれが可能でしたら十二月中にも全五千百世帯の署名を集めるからぜひともお願いしたいという話もまゐっているわけでございます。ですからあえて私はこのことをお伺いするわけでございますが、この請願書を通すと同時に国民健康保険の十割給付の点につきましても明確なる答弁、また場所が違ふかもしれませんが理事者の考え方等も織りまぜて報告をしていただきたいと思います。

○議長

(塩野鉄之助君)

これより暫時休憩いたします。

午後二時三十八分 休憩

午後二時五十分 開議

○副議長

(田村市郎君)

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ます。

以上で質疑を終ります。

おほかりいたします。請願第六号に対する委員会の報告は採決と決定であります。本件は委員会報告とおり決することにより異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○副議長

(田村市郎君) 異議がありますので、起立により採決いたします。

おほかりいたします。請願第六号に対する委員会審査報告は採決と決定であります。委員会報告のとおり採決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○副議長

(田村市郎君)

起立九名少数であります。よって請願第六号は不採決とすることに決定いたしました。

なお本件不採決に伴う理由については議長に一任を願います。

斬日時 休憩いたします。

午後二時五十三分 休憩

午後三時 開議

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八陳情第一号 テレビ受像被害に関する陳情書を議題いたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員、長母井喜代次君登壇)

○総務委員長(母井喜代次君) 審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして審査の概要を報告申し上げます。

本陳情書については、本年三月の第一回定例会第二日目に総務委員会に付託され、以来現在まで委員会審査現地調査及びNHKに調査内容の聴取等、去る十二月二日

被害の大小みられる家庭、十六軒について戸別調査するなど、前後十回、ハカ月間慎重なる審査並に調査等をしてまいりました。このことは議員各位の承知のように、去る九月

二十七日の第三回定例会第二日目には議長の許可をいただき、これが審査、調査等の中間報告をつぶすに行なうことになりました。このように、当委員会が長期にわたり慎重に

審査し、また審査しなければならなかったかについては、承知のように、昨今高層建物が増加しつつあることについて、これが審査の過程において各委員から、今後このような問題が

逐次提出されることもあり得るし、さらにNHKからの調査結果は十年も前に改築した第一小学校による原因と、一方面的に

きめつけてきたこと等、今後他の学校をはじめ公共建物にもその責務を一方的に負わせることがないようにとの懸念も多分に含んだ長期かつ綿密な審査と調査等を行なってきたわけであり、その審査、調査中で、中間報告以後の

戸別調査後における質疑、意見としては、まずアンテナを

二階に上げれば、解決がつくではないか。五年も経過しているものもあるが、これはアンテナとしての寿命ではないか。また受像状況が悪いのは各家庭まちまちである。しかたしてアンテナの向きの調整等もあると思う。現時点では結論づけられないが、最終的には見舞金等で処理するよりないと思う。さらにまた見舞金を出すより専門家に見ていただき、直せるものは直したらいかが。メーカーにより修理店が異なることもあるではないか。専門家に寿命のきているテレビについてははっきり言ってもらえばよいと思う。共同アンテナを建てれば済むが、これには五百万から一千万円かかると思う。長崎屋ができたことから影響が出てきたものであり、陳情趣旨とは全くかわると思う。というようなことの質疑、意見があり、総合的にこれら審査等も終わらして、当委員会としては全会一致、ここに本件は採択すべきものと決定した次第でございます。

なにとぞ慎重に審議の上、当委員会報告とあり、決定いたさるようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長

(塩野鉄之助君)

以上で委員長が審査報告は終わりました。これより委員会審査報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(塩野鉄之助君)

以上で質疑を終ります。

おけかりいたします。

陳情第一号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(塩野鉄之助君)

「異議なし」と認めます。よって陳情第一号は委員会報告とあり採択と決定いたしました。

○議長

(塩野鉄之助君)

日程第十九陳情第九号産休あけからの育児見保育の実施に関する陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告いたします。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

本陳情書は九月定例会におきまして、当委員会に付託されたものであります。その後三回にわたって実質的な審査を重ねる中で、十月には奈良市を行政視察し、また十一月には府中市の零歳児保育の状況について現地視察を行なう等慎重な審査を重ねてきたわけであります。

陳情内容にも指摘されておりますように、婦人労働者が漸増しているものと思われれますが、この産休あけの四十三日目からの保育を仮に行う場合に当たっては、都の実施要綱におきまして零歳児一人につき乳児室、保育室を通じ、五平方メートル以上必西女とか、三人に一人の保育を配置するとか、保健婦または助産婦を一名あるとは健康や管理上嘱託医を置く等の条件もあり、経費の点についても仮に定員八十名の施設とすると、七万六千二百円程度が必要となり、このうち

福生市議会



二万六千五百円を国でみて、残り四万九千七百円について保護者負担として平均約四千円の方を除いた額を都と市が負担しているというのであります。

当市の保育園の施設を見た場合に乳児室の必要なスペース五平方メートルについては、一、九八平方メートルしかなく、その上に条件を満たすだけの現段階における施設状況や他の受入態勢が可能な否か、あるいは零歳児となりますと一般園児と異なり保育の精神的、肉体的負担が増大するなどの保育確保には非常に苦慮しているように、この点は奈良市においても同様のものであります。現社市内では都立熊川保育園や杉の子保育園で行なっているが、現実には三ヵ月以上からのように、府中市におきましても受け入れとしては三ヵ月児から行なうことになっているものの、実質的には四ヵ月からとなっていることでありまして、都下各市においても産休あけから行なうという公立保育園は皆無のようであり、なお奈良市視察の際に、現場の保育士人等からも預



かる側から直接粒粒辛苦の声を耳にし、運命のむづかし  
さを感じてきたわけで、また委員からも母親と子の絆を考へる  
とき、けたして好ましいことなのか否かという保育に関する原点到  
つての意見もあり、その上審議経過してきたわけであり  
ます。去る十三日の委員会におきましては、吾母市の民間零  
歳児保育の現状報告が福祉事務所長からありました後に  
委員より本陳情書は結論つけるべき段階にきているのでは  
ないかという意見、さらに本件については賛否両論ありまし  
たので起立方法でよく採決いたしましたところ、起立少数を  
もって本件陳情書は全面的に不採決と決定した次第であ  
ります。

なにとぞ当委員会の決定とありの協力をお願いいたしまし  
て補足説明いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。  
これより委員会審査報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

陳情第九号に対する委員会の報告は不採決と決定であり  
ますので、陳情書の原文につきまして起立により採決をいたします。  
おほかりいたします。陳情第九号については採決とすることに賛  
成の諸君の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（塩野鉄之助君） 起立一名少数であります。よって陳情第九  
号は委員会報告とおり不採決とすることに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） おほかりいたします。

日程第二十陳情第十号と新たに提出されました日程第  
二十四陳情第十号とは関連がありますので一括して先議  
したいと思いますが、これに「異議ありませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 「異議なし」と認めます。よって日程第二十陳  
情第十号を先議することとし、日程第二十陳情第十号

陳十四  
陳十一  
陳十二  
陳十三

の二件を一括して審議することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君)

日程第二十陳情第十号福生市高層建替事業反対並ひに払下げ促進に関する陳情書

日程第二十四陳情第十四号市営住宅建替実現方促進に関する陳情書

以上二件を一括して議題といたします。

陳情第十号につきましては総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(総務委員長 母貝井喜代次君 登壇)

○総務委員長(母貝井喜代次君) 審査報告いたします。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

本件について引き続き審査の概要をご報告申し上げます。本件審査に当たりすむに特定事件として市営住宅の建替に関連するものであることにより、その後の経過報告を担当課長より受け、引き続き質疑に入り、質疑疑問にお

福生市議会

いては事務局に本件に関連する市民からの手紙が来ていると聞くが、これを発表されたい、との発言があり、局長がこれを朗読し、続いて次ような発言がされました。

本件については昭和四十六年第四回定例会での一般質問以来、議案として本件につき、対処方、検討をしてきたわけである。その結論として昭和四十八年第三回定例会で全員一致の意見として理事者側に対し、姿勢力をほつきりして、もう一回の結論づけをしたわけであり、その定例会の会期中に開かれた当委員会は本件を持定事件として取り上げ、十月二十二日には先進地である大阪の豊中市の住宅建替を視察し、理事者は建替を検討して当委員会の開催の都度報告を受けてきた。また昭和四十九年度一般会計当初予算には、すでに建替に伴う一部予算も計上されているものである。議案人は市民全体の立場からの福祉等を考えての建替を進めようとしているものであり、本陳情の趣旨には賛成できない。たし今後理事者においても建替については、充分居住者の意見